

令和 7 年度

「Go！ひろしま奨学金返済支援制度導入企業応援補助金」公募要領

1 事業の目的

本補助事業は、県内の若者人口の減少と県内企業の若手人材の確保難が課題となっている中、従業員の奨学金返済に対する支援制度を導入した中小企業等に対して支援に要した費用の一部を補助することにより、県内企業における人材の採用と定着を支援し、ひいては若年者の県内就職を促進することを目的としています。

2 補助事業の概要

県内に本店・本社を置く中小企業等が、その従業員を対象とした奨学金返済支援制度を有し、県内に勤務する従業員を採用した場合に、その制度に基づいて支払った手当等に対して、県がその額の一部を最長 3 か年度（県会計年度。以下、「年度」という。）にわたり補助します。

■概略

補助対象区分	補助対象経費	補助率	補助対象期間	採択予定件数
一般企業枠	当該中小企業等が設けている奨学金返済支援制度に基づいて従業員に補助期間内に支給した奨学金の返済を支援するための手当等*	2/3 以内*	原則として 交付決定日から 最長で 令和 10 (2028) 年 3 月 31 日まで	交付決定額の 総額が予算額 に達するまで
人的資本開示企業枠 (申請日において、広島県人的資本開示ツールを用いて作成した開示レポートをインターネット上で一般公開している企業)		3/4 以内*		

* 従業員 1 人あたりの補助上限額なし、ただし補助対象経費は当初の計画の返済月額・年額の範囲内

3 補助事業の対象要件

(1) 補助申請者

本補助金の交付申請を行おうとする者（以下、「事業者」という。）は、補助金交付申請日（以下、「申請日」という。）において次のア～キの全ての条件を満たすことが必要です。

〔補助条件〕

ア 中小企業又はそれに類する規模の事業者であること

事業者の分類及び規模が次のいずれかに該当していること

① 中小企業（会社法上の会社等、土業法人）

本補助事業における中小企業は、次表のとおりとします。

業種	i 又は ii のいずれかの条件を満たすこと	
	i 資本金の額又は出資の総額	ii 常時使用する従業員の数
a 製造業、建設業、運輸業 その他の業種（下記及び b～d を除く）	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3 億円以下	900 人以下
b 卸売業	1 億円以下	100 人以下
c サービス業（下記を除く）	5,000 万円以下	100 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下
d 小売業	5,000 万円以下	50 人以下

- ② ①と同程度の従業員規模以内の個人事業主
- ③ ①と同程度の従業員規模以内の特定非営利活動法人（以下、「NPO」という。）
- ④ ①と同程度の従業員規模以内の一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（以下、「公益法人等」という。）
- ⑤ ①と同程度の従業員規模以内の医療法人、社会福祉法人
- ⑥ 事業協同組合、企業組合、労働者協同組合、その他別紙 1 の各種協同組合のうち、①と同程度の従業員規模以内のもの（以下、「協同組合等」という。）
- ⑦ ①と同程度の従業員規模以内の学校法人、宗教法人のうち、次の事業（以下、「保育所・幼稚園・認定こども園等」という。）のいずれかを営むもの（以下、「保育所・幼稚園・認定こども園等運営事業者である学校法人・宗教法人」という。）
 - ・保育所（児童福祉法第 39 条第 1 項）
 - ・幼稚園（学校教育法第 1 条）
 - ・認定こども園（就学前の子どもに関する、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項）
 - ・地域型保育事業（子ども・子育て支援法第 7 条第 5 項）
 - ・子ども・子育て支援施設等（子ども・子育て支援法第 7 条第 10 項第 4 号から第 8 号）

イ 従業員の奨学金等の返済を支援する社内制度を有すること

（社内制度（以下、「支援制度」という。）の具体的要件については、(2)をご覧ください。）

ウ 広島県内に本店・本社を有すること（事実上のものも含む）

NPO、公益法人等、医療法人、社会福祉法人、協同組合等、保育所・幼稚園・認定こども園等運営事業者である学校法人・宗教法人においては、主たる事務所を県内に有すること

エ 大企業の支配下でないこと（「みなし大企業」でないこと）

次のいずれかにも該当しないこと

- ① 申請日において、発行済株式の総数又は出資価額の総額の 1/2 以上が同一の大企業又はその支配下にある企業の所有に属していること
- ② 申請日において、役員数の 1/2 以上を大企業の役員又は職員が兼ねていること

オ 国又は地方公共団体が出資又は経営に関与していないこと

カ その他次のすべての条件を満たすこと

- ① 性風俗関連営業・接待を伴う飲食等営業又はこれらの一部を受託する営業を行っているものや公序良俗に反するものでないこと
- ② 暴力団その他反社会的勢力との関わりがないこと

次の a.～f.に該当する者が、申請者の経営に関与していないこと

 - a. 暴力団員
 - b. 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - c. 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - d. 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - e. 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - f. 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ③ 申請日から過去 3 年間に労働関係法令等に違反する重大な事実がないこと
- ④ 県税について未納がないこと

キ 令和 7 年度において、すでに本補助金に係る同一年度の新規交付決定を受けていないこと

なお、補助対象期間内であっても、上記の条件を満たさなくなった場合は、補助を取り消すことがあります。

(2) 補助対象となる支援制度

本補助金の対象となる支援制度は、**次の全ての条件を満たすことが必要**です。

ア 申請日において、社内規定の形で明文化され、従業員に対して周知されていること

イ 通貨（現金、口座振込等）により支給するもの（以下、「手当等」という。）であること（貸付、物品支給となるものは対象になりません。）、又は奨学金などの修学資金（以下、「奨学金等」という。）の債権者に対して従業員に代わって事業者から直接返済を行うもの（以下、「代理返済」という。）であること（以下、あわせて「給付」という。）

ウ 原則として最低年 1 回以上の給付があること

エ 県の補助の有無にかかわらず支援を行い、継続する制度であること。

オ 対象となる従業員が予め設定している計画的な返済に対するものであること。（大幅な繰上返済をさせるなど、当初の返済予定年額などを大きく超えた給付は補助の対象となりません。）

カ 支援制度を活用した従業員に対して、退職時に支給額の全部又は一部の事業者への返還義務を課していないこと

キ 給付に伴い、給付以前に従業員に提示していた雇用条件に比べ、不当に、本給その他の手当の減額が行われたり、不利な扱いを受けていないこと

(3) 補助対象となる支援対象従業員

本補助金の対象となる支援対象従業員（以下、「対象従業員」という。）は、**次の全ての条件を満たすことが必要**です。

ア 申請日において、雇用期間の定めのない従業員であること又は雇用期間の定めのない従業員として採用予定であること

- ・多様な正社員や試用期間中でも可。
- ・勤務時間数が週 20 時間未満の場合は対象となりません。
- ・申請年度内に、正社員など、雇用期間の定めのない従業員として登用予定のある者について事前に申請できますが、雇用期間の定めのない従業員となって以降の給付が補助対象となります。

イ 県内の事業所に勤務していること

研修等などの都合で一時的に県内に勤務している場合は対象になりません。また、所属事業所が県内であっても、恒常的な県外への長期派遣などで県内勤務の実態を伴わない場合も対象になりません。

なお、申請時点では継続的に県内で勤務する予定であっても、補助期間内に都合により県外の事業所に異動した場合は、異動した日以降に行われた給付は補助対象となりません。

ウ 令和 7 年 3 月 1 日以降に採用した者であること

有期雇用から雇用期間の定めのない従業員に登用した場合、雇用期間の定めのない従業員に登用した日を採用日として扱います。

エ 次のいずれかの奨学金等を、返済中又は補助対象期間内に返済を開始予定であること

- ① (独)日本学生支援機構の奨学金
- ② 地方公共団体、大学、公益法人、政府系金融機関等その他各種団体の奨学金・修学のための貸付金（ただし、別紙 2「除外対象奨学金等」のものは除きます。）
- ③ 職業訓練に係る融資のうち、技能者育成資金融資

オ 対象従業員本人が、奨学金等の返済の義務を負っている（主たる債務者である）こと

カ 役員等、事業主と利益を同一にする地位以外の者であること

キ 事業主、役員等の親族ではないこと

ただし、一般の従業員と同様に指揮命令、勤務時間、賃金等の労働条件・環境にある者はこの条件に該当することとします。

ク 補助申請者が保育所・幼稚園・認定こども園等運営事業者である学校法人・宗教法人の場合、対象従業員が保育所・幼稚園・認定こども園等の運営事業に従事している従業員であること

教員、事務員をはじめ、職種に関わらず当該事業の従業員で支援対象となっている者は補助対象になります。ただし、補助期間内に対象従業員が保育所・幼稚園・認定こども園等の運営事業に関わる部署から異動した場合は、異動した日以降に行われた給付は補助対象となりません。

4 補助対象期間

交付決定日から、最長で令和 10（2028）年 3 月 31 日まで（申請した年度を含め 3 か年度）

交付決定日（県が申請に基づいて補助対象とすることを決定した日）より前の給付は、補助対象となりませんので、ご注意ください。

ただし、令和 7 年 7 月 31 日（木）17:00（必着）までに申請書を提出する場合に限り、令和 7 年 4 月 1 日から交付決定日の間の給付も補助申請できます。

なお、グループ会社等、経営上関係性の高い企業から転籍等によって採用した者については、補助対象期間は通算します。また、転籍先企業から都度個別に残期間について補助申請が必要になります。

5 補助対象経費

事業者が、支援制度に基づいて対象従業員に対して行った給付のうち、事業者に雇用されている期間中に対象従業員があらかじめ計画していた返済月額・年額を超えない範囲で給付されたものが補助対象経費となります。

なお、補助対象経費に該当するかは、給与等の計算期間に関わりなく、実際の支払日を基準としますので、補助を行う期間の県の会計年度内に支払を行った給付が補助対象となります。

例：令和 7 年度分の補助は、令和 8 年 3 月 31 日までに支払うものが対象となり、給与締め日が毎月 20 日・支払いが翌月 10 日の場合、3 月 10 日払いの 2 月分までが対象になり、2 月 21 日から 3 月 20 日までの勤務に対する 4 月 10 日払いは令和 8 年度分の補助対象として取り扱います。令和 9 年度分については、令和 10 年 4 月 10 日に支払う令和 10 年 3 月分は補助対象となりません。

ただし、次の給付は、補助対象外となります。

- ① 補助期間中であっても、採用後 4 年目に入った日以降の対象者従業員への給付
- ② 雇用期間の定めのない従業員となる前の雇用期間に対して行った給付
- ③ 対象従業員が県外へ異動又は退職した場合、その異動又は退職の日以降に行った給付

6 補助の内容及び申請回数の制限

（1）補助率及び補助上限額

ア 一般企業枠： 補助対象経費の 2/3 以内

イ 人的資本開示企業枠： 補助対象経費の 3/4 以内

なお、上記に関わらず、この補助金に係る県からの補助金額は、補助対象経費全体からこの補助金以外の助成等の額を除いた金額を超えることはできません（＝給付を行うにあたり事業者が自己負担する金額が上限）

また、一般企業枠として補助申請を行った場合は、交付決定後に人的資本開示企業枠の条件を満たしても

交付決定済の補助金の補助率は変更できませんのでご注意ください。

(2) 人的資本開示企業枠で申請するための条件

人的資本開示企業枠へ補助申請する場合、**申請日において、次の全ての条件を満たしている必要があります。**

- ア 「広島県人的資本経営研究会」（以下、「研究会」という。）の会員であること
- イ 研究会が公開している人的資本経営情報に関する「広島県人的資本開示ツール」（以下、「ツール」という。）を使用して開示レポートを作成し、研究会事務局の事前確認を経た上で提出していること
- ウ 申請日において、ツールを用いて作成した開示レポートを次の条件を満たす形で公開していること

- ① 「広島県版人的資本経営モデル体系」の指標の中から、次の3分類の中から3指標以上公開していること
 - 「③人材の獲得・惹き付け（リテンション）」
 - 「④人材の成長・活躍」
 - 「⑤人材の貢献に報いる報酬」

- ② 自社ホームページ又は一般に閲覧可能なリクルート用ページ若しくは広島県ホームページにおいて一般公開していること
- ③ 閲覧しやすい形（概ねトップページから2～4階層以内）で公開していること

※ 研究会及び指標の詳細については、8(3)「問合わせ先」の人的資本経営促進課へお問い合わせください。研究会入会から指標公開まで、標準的なケースで数か月程度かかる場合があります。人的資本開示企業枠への補助申請をご検討される場合は、早めに同課へご相談ください。

なお、条件を満たす見込みでの人的資本開示企業枠への申請は受理できません。

(3) 補助申請回数の制限

- ・ **一般企業枠への補助申請は、「中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金」（旧補助金）の令和6年度分及び「Go！ひろしま奨学金返済支援制度導入企業応援補助金」の両補助金あわせて、計3回まで申請することができます。**
- ・ 上記にかかわらず、人的資本開示企業枠への補助申請を行ったことがある場合は、一般企業枠への申請回数が3回に達していなくても、一般企業枠へ申請することはできません。

7 補助金の支払

補助金は、年度毎に支払います。各年度終了後及び補助期間全体の終了後に、各年度分の実績報告の内容を確認して支払います。

8 申請手続等

(1) 申請書の受付期間

令和7（2025）年4月1日（火）～令和8（2026）年2月27日（金）17:00（必着）

(2) 提出書類

- ア 補助金交付申請書（様式第1号）
 - ① 申請書本紙
 - ② 別紙1 事業計画書
 - ③ 別紙2 企業・団体概要書

- ④ 別紙3 誓約書
- ⑤ 別紙4 人的資本情報開示状況申告書（人的資本開示企業枠のみ）
- ⑥ 広報利用に係る同意書（任意）

イ 添付書類

- ① 事業者の企業・団体概要資料（パンフレットなど事業者の活動内容がわかるもので可）
- ② 就業規則、賃金規則など、支援制度が明文化され、手当等の支給根拠となっている内部規程の写し
- ③ 支援対象従業員に係る書類（補助対象従業員一人毎に必要）
 - a. 雇用契約書等、従業員との雇用関係及び雇用形態を確認できる書類の写し
 - b. 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

（3）問合先、提出先及び提出方法等

① 問合せ先

《補助金全般》

広島県 商工労働局
雇用労働政策課 雇用労働企画グループ
電話：082-513-3424 FAX：082-222-5521
e-mail：syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

《広島県人的資本経営研究会、開示ツール、広島県版人的資本経営モデル体系について》

広島県 商工労働局
人的資本経営促進課 人的資本グループ
電話：082-513-3340 FAX：082-222-5521
ホームページ：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcm-human-capital/>
e-mail：syojinkei@pref.hiroshima.lg.jp

② 提出先及び提出方法

a. 提出先

広島県 商工労働局 雇用労働政策課
雇用労働政策課 雇用労働企画グループ
〒730-8511 広島市中区基町 10-52（広島県庁東館3階）
電話：082-513-3424

b. 提出方法

持参、郵送とします。

- ・ 持参の場合は、広島県庁東館3階までお越しください。
受付時間は、9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝・年末年始を除く）となります。
- ・ 郵送の場合は、封筒の表に「Go！ひろしま奨学金返済支援制度導入企業応援補助金」と朱書きし、書留又は特定記録郵便で送付してください。（8(1)の申請受付期間内必着）

9 補助事業者の義務等

本補助事業の交付決定を受けた場合、次の条件を遵守しなければなりません。

(1) 補助事業の交付条件にかかる変更等が生じた場合について

交付決定を受けた後、対象従業員の増減や支援制度の変更、補助金申請額等、交付の前提となっている条件が変更となった場合、次表により知事の承認を受ける必要があります。

【承認の要否】

事象		承認の要否	備考
・対象従業員の追加・変更 (採用、在職者の新規支給認定等)		変更承認要	令和7(2025)年度内に提出する場合に限る。 ^(*) (令和8(2026)年度以降の採用等に伴う対象従業員の追加は、当該年度で新規申請)
・対象従業員の減 (退職等)	一部	不要	
	全員	中止承認 又は 廃止承認 要	令和7(2025)年度内の場合
事業実績報告 要		令和8(2026)年度以降の場合 (事象発生後30日以内又は翌年度の4月5日まで提出)	
・支援制度の重要な変更 (支給認定・給付額等に係る基準変更等) ・県以外からの助成の有無に係る変更 (雇用調整助成金を除く)		変更承認要	変更内容に関わらず、事象発生後30日以内に 変更申請を提出要
・対象従業員に対する支給額の変更 (給与額連動の場合、昇給・降給による増減等)	増額	変更承認 要	令和7(2025)年度内に提出する場合に限る。 ^(*) (令和8(2026)年度以降は、補助額増額は不可)
		不可 (不要)	令和8(2026)年度以降の場合。 (補助額増額は不可)
	減額	不要	

^(*)予算の範囲内の場合に限る。ただし、補助対象となるのは、県が変更承認申請を受理し、変更交付決定を行った日以降から。

(2) 補助事業の実績報告について

交付決定を受けた事業者(以下、「補助事業者」という。)は、年度末ごとに翌年度の4月5日まで(本補助事業が年度途中で完了したとき(例:令和8(2026)年度以降に対象従業員が全員退職したとき等)に、その日から起算して30日を経過した日又は4月5日のいずれか早い日まで)に、次の書類を提出していただく必要があります。

○ 補助事業実績報告書(様式第5号)

○ 添付書類

・採用日以降(補助2年目以降は当該年度)の賃金台帳の写し

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> - 支払年月日が記載又は追記されたもの。補助対象従業員一人毎に必要。 - 補助対象期間が年度途中で終了する場合は、補助対象期間の終期まで。 |
|--|

・代理返済を行った場合は、奨学金貸与団体に対する代理返済の申請に係る書類(対象者名簿及び代理返済額がわかるもの)の写し及び領収書又は振替振込請求書兼受領証の写し、その他代理返済を行った証拠となる書類の写し

(3) 経理及び証拠書類等の保存について

補助事業者は、本補助金に係る経理についての収支を明確にした帳簿、及び補助金交付の根拠となった書類を整備して、本補助事業が完了した日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日まで、保存しなければなりません。

(4) 中間検査、確定検査等への対応について

補助事業者は、本補助事業実施中に県が行う中間検査及び実績報告書に基づく履行確認、その他県が

行う検査に対応しなければなりません。

また、各年度終了後、本補助金の所管課の検査とは別に、県監査委員による実地検査が実施される場合があります。

(5) フォロー調査や広報への協力について

本補助事業終了後、対象従業員の定着状況や支援制度の効果等について各種調査を行います。特段の事情がない限り、ご協力をお願いいたします。

広報等に調査結果を統計的に処理して使用することほか、特徴的な奨学金返済支援制度などの取組や、支援対象従業員の声などを事例として紹介させていただく予定です。

(6) 補助金の返還等

補助事業者が、虚偽の申請やその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合や、正当な理由なく遵守すべき事項に違反した場合、県は補助金の返還を求める場合があります。

10 審査及び事業の流れ

別紙3を参照ください。

11 情報公開等

補助事業者は、県議会への報告、県ホームページ等で名称を公開する場合があります。

また、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の適正な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。

なお、県内企業等による人材確保の取組のPRとして、広報利用の同意をいただける場合、各補助事業者の会社概要、奨学金返済支援制度概要などを県ホームページや県の広報媒体等でPRさせていただきます。

12 その他注意事項

(1) 交付申請書類及び事業実績報告等の作成経費について

本補助事業の申請に当たって要した交付申請書等の作成経費は、交付決定の成否を問わず、申請者の自己負担となります。

また、交付決定後に提出いただく変更申請や事業報告書等の作成経費についても同様となります。

(2) 提出された書類の取扱

提出された応募書類等については、採択の成否を問わず、一切返却できませんので、ご了承ください。

応募書類等に記載の事項については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて取り扱うほか、本補助事業実施及びその効果測定等のためにのみ使用し、結果等を公表する際にはすべて統計的に処理し、個人を特定できないようにします。

(3) 寄附制限について

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第22条の3第4項の規定により、広島県から補助金等（一部例外を除く）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、交付決定の通知を受けた日から1年間、広島県議会の議員若しくは長に係る公職の候補者（候補者となろうとする者及び公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体（政党等）に対して政治活動に関する寄附をすることができないこととされています。

本補助金は、上記の一部例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等）には該当せず、寄附制限が適用されるものと判断しています。

名 称	根 拠 法
共済水産業協同組合連合会	水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）
漁業協同組合	
漁業協同組合連合会	
漁業生産組合（当該組合の事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）	
商工組合（組合員に出資をさせるものに限る。）	中小企業団体の組織に関する法律
商工組合連合会（会員に出資をさせるものに限る。）	
商店街振興組合	商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四百十一号）
商店街振興組合連合会	
消費生活協同組合	消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）
消費生活協同組合連合会	
信用金庫	信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）
信用金庫連合会	
森林組合	森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）
森林組合連合会	
水産加工業協同組合	水産業協同組合法
水産加工業協同組合連合会	
生活衛生同業組合（組合員に出資をさせるものに限る。）	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせるものに限る。）	
生活衛生同業小組合	
生産森林組合（当該組合の事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）	森林組合法
船主相互保険組合	船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）
たばこ耕作組合	たばこ耕作組合法（昭和三十二年法律第三十五号）
中小企業等協同組合（企業組合を除く。）	中小企業等協同組合法
内航海運組合	内航海運組合法（昭和三十二年法律第六十二号）
内航海運組合連合会	
農業協同組合	農業協同組合法
農業協同組合連合会（別表第二の農業協同組合連合会の項に規定する財務大臣が指定をしたものを除く。）	
農事組合法人（農業協同組合法第七十二条の十第一項第二号（農業の経営）の事業を行う農事組合法人でその事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）	
農林中央金庫	農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）
輸出組合（組合員に出資をさせるものに限る。）	輸出入取引法
輸出水産業組合	輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第五十四号）
輸入組合（組合員に出資をさせるものに限る。）	輸出入取引法
労働金庫	労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）
労働金庫連合会	
労働者協同組合連合会	労働者協同組合法

除外対象奨学金等

以下の奨学金等は、Go！ひろしま奨学金返済支援制度導入企業応援補助金交付要綱第3条第10号ただし書きのウにより、補助金の対象外となる奨学金等です。

- ・ 広島県医師育成奨学金
- ・ 広島県助産師修学資金
- ・ 広島県介護福祉士修学資金等貸付
- ・ 歯科衛生士修学支援金（広島県）
- ・ 広島県未来チャレンジ資金
- ・ ひろしまDX人材育成奨学金
- ・ 広島県調理師等研修資金貸付
- ・ 広島市立看護専門学校修学資金
- ・ 福山市未来創生人材育成奨学ローン
- ・ 三次市医師育成奨学金
- ・ 三次市教育奨学金
- ・ 庄原市医療従事者育成奨学金
- ・ 安芸太田町医療技術者等育成奨学金
- ・ 安芸太田町病院事業医療技術修学資金
- ・ 補助申請者が自ら貸与する奨学金や修学資金等
- ・ 補助申請者が主な出資者となっている、又は、補助申請者の代表者や主な出資者と代表者を同じくするなど、補助申請者と関係性が深いと認められる団体が貸与する奨学金や修学資金等

